━━ 〈特集〉===

報告 II チベット問題と1950年代の国際関係 ----1959年のチベット解放/侵攻をめぐる----

(東京大学·中国研究所所員) 川島 真

私は誰のミセーかわかりませんけれども、ミセーとしての私の主人がいすぎまして、報告依頼から逃れられず、ほとんどゼミ発表のような報告になってしまいますことを、お許しいただければと思います。

与えられた課題は、国際関係、それも1950年代 のチベット問題という課題でございます。これ は、どう考えても59年のチベットの話なんだろう と私は思いましたが、なぜこれなのかと考える と、59年のチベットの――これを蜂起というか反 乱と呼ぶかは別として――あの事件によってダラ イ・ラマが亡命をして、そのあたりから今回の事 件が始まっているんだというところだと思うに至 りました。また1959年の動乱が始まった3月10日 以降、反乱あるいは蜂起があった日付が記念日に なっていまして、今回の事件も一連の事件もその 3月にあわせて起きているという意味で、この50 年代の問題を理解しないと今の問題もなかなかわ からないのではないか、そういう課題設定が多分 に企画者の側にあったのだろうと私は認識してお ります。

個人的に今回のことを調べていて、少しわかったことは、テロと人権の間とも言いますか、今回のチベットの案件がこれほどまでに西洋社会や国際社会から一つの人権問題として取り上げられたのかということについて、一つの示唆が得られたかという気がしています。1959年の事件がチベット問題の取り上げられ方の枠組みをつくった一つの要因のように思います。もちろん今現在はインターネットの問題もありますし、オリンピックの問題もありますし、単純に比べられないことがいろいろありますけれども、50年代と比べることに



よって一つの流れが見えるかと思いました。

レジュメの冒頭に簡単な年表をつけました。50 年代ですので、背後には冷戦の形成があって、朝 鮮戦争が起きていっているという大きな流れがあ ります。またバンドン会議云々という中国とイン ドの関係が良くなってくるという時期であったも のの、いろいろな背景があって、59年にいたって 中印が国境紛争を起こすという、そういうような 流れもございます。中国とインドの関係が完全に すぐ決裂するわけではありませんけれども、中国 も国際的な孤立に入っていく時期でもあり、また 大躍進の時期にもあたります。また台湾に行った 蔣介石政権は朝鮮戦争の中でその地位をようやく アメリカに保障されまして、同時におそらく四川 や雲南、タイの北部には反攻基地があったので、 チベット等にも蔣介石の影響力があるといった話 がいわれていたような時期であると思われます。 そういう時代背景の中で1959年の事件が起きてく るわけです。

年表

1950年10月 人民解放軍がチベットに「侵攻」 1950年11月11日 チベット政府, 国際連合への 提訴

1951年 5 月23日 チベットの平和的解放に関す る協定17条

1954年 4 月29日 中印平和 5 原則条約(1962年 失効)

1954年 ダライ・ラマ、パンチェン・ラマとも に全人代出席

1954年4月 中国領チベット地方とインド間の 通商. 交通に関する中印協定

1956年 西蔵自治区準備委員会発足

1959年3月10日 チベット蜂起/反乱

1959年3月20日 人民解放軍が本格的鎮圧開始

1959年3月31日 インドのネール初代首相がダ

ライ・ラマ14世のインド亡命 受入(インド北部ダラムサラ にチベット亡命政府樹立)

1959年10月20日 中印国境戦争

1960年4月19-25日 周恩来・ネール会談

1. 人民解放軍のチベット侵攻/解放(1)

まず、前史として人民解放軍のチベット侵攻、あるいは解放ということに触れねばなりません。この前の段階でチベットが果たして中国領であったのかどうかという問題は議論しづらいのですけれども、多分ポイントはチベットに対する中国の宗主権を完全に否定していた勢力はあまりないということでしょう。イギリスであっても、チベットに対する中国の宗主権を承認しているのです。ここから先が問題で、宗主権が行使されているか

ら中国の主権がチベットに及んでいるのだという 立場と、宗主権に止まっているからチベットにあ る程度の自立性があるという立場があり、その点 で中国とチベットの関係への見方が変わるという のが実情なのだろうと思います。私は民国初年の 外交文書しか史料的には見ておりませんけれど も. その段階で中華民国の外交部. 当時は総統府 の下に蒙蔵局がありましたが、そこの文書を見る と、中華民国が――つまり辛亥革命が終わった後 の中華民国の袁世凱政権がモンゴルとチベットを 冊封するのですが、冊封し、中華民国自身がモン ゴルやチベットに宗主権を有していること、この ことが自らの主権の表現であるというふうに考え ていました。現在の目線からだと、ちょっとわか りにくいと思います。宗主と主権については、濱 下武志先生はいろいろとおっしゃると思いますけ れども、民国初年には、中国から見ると宗主権の 行使が主権の行使に見えていたはずです。当然イ ギリスから見れば、チベットから見れば、インド から見ればそれぞれまったく違う観点になると思 います。それからもう一つは40年代後半にインド が独立するという事情がやはり重要なのだろうと 思われます。インドのチベットへの関与をどう見 るのかということがあります。中国はすぐチベッ トであれば背後にイギリスがいると思ってしまう のですけれども、イギリスはむしろ一歩引き気味 にプレーをしていて、インドがチベット問題の大 きなアクターになってくるということは40年代後 半から起きてきているわけでございます。そうい うことを念頭に置きながら、50年代の話をしたい と思います。

一次史料はまだ公開されていませんし、また私 自身2週間くらい前に報告の依頼をされたために 文献にあたることもできず、基本的に二次文献に 基づいて内容を整理したに過ぎませんので、そこ はお断りしたいと思います。

チベットに人民解放軍が入ったところで、国連

注(1)このような用語の使用法については、ペマ・ ギャルポが常に注意を喚起しているところであ る。ここでは、解放と侵攻という両義を記すこ とにする。

にチベット側は提訴します。これはまた後で申し 上げますけれども、そこから先にいろんな交渉過 程があって、先ほど話題になった17か条協定(「中 央人民政府とチベット地方政府のチベット平和解 放に関する協定」)というものが締結されます。 この17か条協定については、先ほど文言が話題に なりましたが、手続き的にもいろいろ議論をされ ました。そもそも、ダライ・ラマがわかってい て、交渉をしたのかという問題があります。交渉 に際して北京にダライの使節が行っているのです が、ダライ・ラマがその交渉経緯を知らない可能 性があるわけです。また、使節が使った印鑑の問 題もあります。印鑑問題というのは中国史ではオ ハコであります。ダライ・ラマの自伝によります と17か条協定のことをダライ・ラマは北京放送で 聴いたとされています。それで大きなショックを 受けたともいっています (The Dalai Lama of Tibet (1977))。ダライ・ラマが北京放送を聴いていた ことのほうがむしろ衝撃でございますが、そうい うような理解でございます。

協定の内容については先ほどすでに話がござい ました。基本的には現状、チベット内部に関して は現状維持というのがその協定の基本方針のよう ではありますが、その維持というのは内政の行政 等に関しての維持でございまして,軍事・外交に 関しましては中華人民共和国に属するというのが 大原則でございます。つまり、チベットにおいて 実行されるのは自治なのですが、その自治という のは中華人民共和国的なコンテキストにおける自 治であって、中国政府のチベットへの権限を認 め、人民解放軍のチベット駐在を認め、事実上チ ベットの対外交渉権を北京が接収する。あるいは そもそも否定するということがなされたわけでご ざいます。そして重要なのはおそらくは7条の 「宗教・仏教については中国人民政治協商会議共 同綱領の規定する宗教信仰の自由の原則の下でそ れを尊重する」という部分です。たぶんこれが争 点なんだろうと思われます。

以上のように、解釈の争点はおそらくこの17条 でもって中華人民共和国のチベットに対する関係 が、宗主権に基づくものではなくて、完全な主権 に基づく関係になったことが確認されたと北京政 府が考える点、また17条での宗教の原則をどう考 えるのかということになるかと思われます。この 両者とダライ・ラマの存在というのは、おそらく かかわるのだろうと思います。それから先ほど申 し上げたように、そもそも17か条というものが有 効かどうかという問題があります。すなわち、手 続き論的な問題、そして北京政府がチベットに最 後通牒として突きつけてサインさせたという強制 性をチベット側は問題にします。またこれが条約 なのか、それとも国内のある種の地域間における 取り決めなのかという問題もあり、それによって 議論の軸が随分変わってくるかと思います。こう した論点は、これまでも多く取り上げられ、整理 されてきました。そうした点で、これまで申し上 げてきた論点は、これまでの研究史が問題として きた点であります。そして個々の先行研究の論じ 方も、立場によって大きく見解が異なります。

チベット問題については北京政府側の出してき たリソース、資料集が多々ございます。他方で、 皆さんが多分ネットでチベットと引くと出てくる チベットのダライ・ラマ系のデータが大量にあ り、中間的な資料がインドの新聞やイギリスの一 部にあります。この三者を比べながら皆さん研究 するのですが、なかなかリソースの限界があって 厳しいようであります。

中華人民共和国の成立直後の1950年代初頭, ダライ・ラマは亡命をしません。亡命を考えたようですけれども, 亡命をしないで踏みとどまって, ダライ・ラマはパンチェン・ラマと一緒に全人代(全国人民代表大会)に出たほどです。また54年4月29日に中国とインドが平和5原則の条約を結び、同じころに中国領のチベットとインドの間の

通商・交通に関する中印協定というものもできて います。したがってこの段階で、すなわちダラ イ・ラマがラサに残っている状態の下で、インド は中国のチベットに対する主権を認め、そしてそ のもとでのチベット内での通商貿易協定を結んで いるのです。このことは後のネルー政権――ネー ル政権. ネールー政権といろいろ最近表記があり ますが――チベット問題への対応を規定すること になります。つまり、インドはあくまでも北京の チベットへの主権を承認しているという原則があ り、それがこの50年代のいわゆる平和友好5原則 の初期の段階では貫かれているということでござ います。62年に平和友好5原則に関する条約は破 棄され、失効しますけれども、いずれにせよ初期 的にはこういう状況がございました。そして中華 人民共和国はチベットへの支配を強化していく方 向で西蔵自治区準備委員会を56年に作り、その3 年後にチベット蜂起・反乱が起きるという経緯に なっています。

2. チベット反乱の経緯

軍事面からチベットを見た場合, 1949年の中華 人民共和国成立当時、チベットにはチベットの軍 がいまして、人民解放軍は漸次だんだん北東部か らゆっくりゆっくりチベットに入ってくる、とい うイメージであります。人民解放軍がチベットに 入るに従って,チベット軍を漸次人民解放軍に切 り替えていきます。1959年の「動乱」の経緯は皆 さんご存知だと思いますので詳しくは述べません が、まずはダライ・ラマと譚冠三の有名な書簡問 題というのがありました。これは中研の『アジア 経済旬報』などにも紹介されていたりするのです けれども、要するにダライ・ラマを中国側が拉致 するのではないかという噂話がある中で、中国側 とダライ・ラマ側で書簡が往復し、その間にいっ そう疑義といいますか、ダライ・ラマが誘拐され るのではないかという雰囲気が強まって対立が深 まったようであります。

59年3月17日にダライ・ラマは近親者と脱出してインドに亡命いたします。3月28日になって、国務院命令で中国は「ダライ・ラマは拉致をされたのである」といい、チベット地方政府を解散し、チベット自治区準備委員会を改組して、準備委員会主任委員であったダライ・ラマがいないために、パンチェン・ラマ副主任委員が主任委員を代行するということにします。これはダライ・フマの亡命に対するかなり早い反応で、これに単備委員会というものを組織します。パンチェンも3月30日に国務院令に対する支持を表明して、以後反乱支持者等を批判していきます。もちろんパンチェンも以後立場を変えますが、この段階ではかなり中国側に近い状態です。

また50年代のこの時期には、チベット問題に絡 めて蔣介石批判が盛んに展開されます。つまり 1959年の暴動というのは、誰が悪いかというとア メリカと蔣介石が背後で動いているんだ、という ふうに説明をされます。先ほどの反封建・反植民 の問題でいうとやはり反植民の方が言説の上では 強調されています。これは果たして本当なのかと いうとそれは別問題で、相当な資料が出てこない とわからないと思いますけれども、言説の上では 蔣介石が悪いという点が強調されています。もち ろんそれに呼応するように、台湾内部の新聞等を 確認しますと、中国側がチベットに対して弾圧を 加え、チベットは大変酷い目にあっていると書い ておりますし、アメリカ側の新聞も同様です。私 が見たのはニューヨークタイムズとワシントンポ ストですが、そういう言論をしているのは確かで す。

インドに逃れておりましたダライ・ラマもまた,中国政府のチベット政府解散命令を否定し, 自ら臨時政府樹立を宣言し,また自らが拉致をされたということを否定して,自分で亡命したので

あると主張します。しかし、この時のダライ・ラ マの声明があまりに奇異であったので、つまりダ ライ・ラマの声明でありながら「私は」という一 人称が使われず、「彼は」という三人称が使われ ていたので多くの疑義を呼んだのですが、結局、 ダライ・ラマは「私」と言ったもののテキスト化 される過程で「彼」となったことが主張されま す。いずれにしても、「宣伝」が跋扈する言論空 間において、論戦が戦わされていたことがうかが えます。当時の研究者の書いたものを見ても、書 簡とか声明からいろいろ推測をし、またそうした 推測や宣伝の空間の中で事態が展開していった感 があります。この時期、1万4000人のチベット人 がインドに亡命したといわれていて. 各地域に人 びとが受け入れられています。3月10日は記念日 になって、National Uprising Day といわれ、1963 年にはその日にチベット憲法が公布されていま す。このほかにもいろいろありますが、これが59 年のチベットのいわゆる「反乱」であったと思い ます。

次に、国際社会の対応について話をしたいと思います。

3. インド側の動き

まずインドであります。私はインドに1回しか行ったことがありませんけれども、大変多様な社会でございますし、また当時国民会議派とネールの問題もありまして、このダライ・ラマの亡命をめぐっても、それほど反応は単純ではございません。先ほど申し上げましたように、54年にインド政府はチベットが中国の一部であることを承認しております。従いまして、チベットから逃れてきたダライ・ラマを、公式には亡命政府と見なするとができないわけです。国際法と外交史からすると、亡命政府として承認する場合、例えば第二次世界大戦中にフランスが丸々占領された際にフランスからどこかへ逃れた政府を承認するとかいっ

たように、もともと自分が承認していた国が違う 国に占領されて、その政府が違う国に逃れた場合 にそこと関係を結ぶことはありえますが、チベッ トという「地方」の場合にはなかなかできないわ けでありまして、あくまでネールはその路線を保 つことになります。ダライ・ラマが亡命した当初 は、ネールはどうして良いのか、対応をかなり曖 昧に、慎重にいたします。中国とインドの間には 友好5原則がありまして、非常に関係が良い時期 でございますので、ネールは対応に苦慮したので あろうと思われます。ネールは議会において態度 表明を避けます。「ここインドはハンガリーでも オーストリアでもない(ハンガリー動乱がありま したので)。また、質問は(ネールに対してダラ イ・ラマにどう対応しますか、という質問につい ては) 仮定のもので、実際上おきているものでは ない(ダライ・ラマが来ていることもしばらくは わからない、確認できていないと否定し続けるわ けです)。問題は、実際におきた状況のなかで検 討されるべきものである。いまはこれに回答でき ない」(落合淳隆1987)といって、当初は逃げて いました。

ガンディー, そして国民会議派は, チベット難 民受け入れは当然だと主張しています。4月3日 になってネールはようやく亡命の事実を承認いた します。非常に柔軟な対応で, ネールは公の場で はかなりほかして慎重にやるのですが, 実際には 人を派遣して受け入れ作業をおこなわせ, そして 国境地帯にキャンプを作ってそこにとどめおくと いうことをいたしています。ただ, その時のダライ・ラマの回想録等にありますように, 待遇は してよいものではなかったようではあります。インド ひくの人が亡くなったようではあります。インド 政府としてはなるべく彼らを外国メディアにも さないように国境辺にはりつけておいて, そして やがては北部の方に移していくというような方針 を採っています。しかしながら問題は, このネー ルの慎重かつ穏健な方針がインド国民の内部から 強烈な反発を生むことになってしまったことで す。ここがポイントでありまして、3月20日にも 起きているのですけれども、デリーの中国大使館 とボンベイの中国領事館に抗議活動が起こり、4 月20日にはボンベイで毛沢東の肖像にトマトと卵 を投げつけて、毛沢東の肖像画を蹴り捨て、破り 捨てるという事件(落合淳隆1987)さえ起き、中 国側が厳重に抗議するというところまで緊張が起 きます。

しかしネール自身は、それでも中国との関係に 相当な配慮をしています。

「ダライ・ラマに関するかぎり、ネール首相は、 ダライ・ラマに庇護を喜んで与え、その高き地位 により尊敬はするが、彼が国際慣行に反し、か つ、受け入れ国(インド)に迷惑をかけるだろう と信ずる理由はまったくないと一再ならず明らか にしてきた」。それはあくまでも宗教における地 位は尊敬するけれども、政治活動に関してはそれ はやめてくれという立場をとり続けます。これは 中国側からすると表面的なポーズであるといわれ ますが、インドの対応というのは公的には「イン ド政府は、別個のチベット政府を承認することは ないと明らかにしたい。したがって、ダライ・ラ マの下にインドで機能するチベット政府という問 題はまったくありえない」(インド外務省スポー クスマン、1959年6月30日?) とされていたので す(落合淳隆1987)。

つまりチベットの中に入っているダライ・ラマの周辺が何を言おうと、その問題を政治化する意図はないと公的に言い続けることになります。実際には軍事衝突等も起きていくのですが、ネールは慎重に慎重に対応しながら、国内の批判にさらされて自らの政権の基盤さえも危うくなるというところまでいってしまいます。ただ、現在から振り返りますと、これは止むを得なかったかなという気はいたします。つまり平和友好5原則の条約

は62年までは有効でございますし、国際社会は冷戦下にありますので、あまりこの問題で大きな火遊びをするというのも問題であったでしょうし、国境をめぐる問題は前からありますけれども、その問題をなるべく大きくしないようにするという努力があり、また現実的に国民内部でのチベットへの同情がある場合はそれにもある程度配慮しなくてはいけないというところでの苦渋の選択であったのだろうと推察できるのです。

この後、ちょっと時代的には先に進み過ぎますが、63年3月10日にダライ・ラマ政権はチベット 憲法の公布を宣言します。その時の入江啓四郎先 生の判断というのを書いておきましたので、ご覧 ください。

「達頼の行動は、チベット独立政府の樹立またはその計画として、具体化するまでにはいたっていない。ただ達頼は、チベット民心にとっては、精神的影響力が大きいのであるから、インド政府としても、十分取締る責任があるが、インド国内で憲法を発表した程度では、中国としては、何ほどの物的圧力を受けなかったのであろう。これでは国際法上の干渉を構成したとはいわれまい」(入江啓四郎1964、217頁)

さて、話を1959年に戻しますが、この時にやはり問題になってくるのが、カリンポン、あるいはカリンポーンの問題であります。中国側は、デリー政権、あるいはネール政権の宥和的な姿勢を仮のもの、あるいはインド政府は事実上チベット亡命政府の活動を認めているのではないか、口ではいるのではないか、そういう批判を展開いたします。もちろん亡命政府自身のこともあるのですが、そもダライ・ラマたちが亡命する前からインドの東北部にあるダージリンに近いカリンポンに反中活動の拠点があり、そこにアメリカや蔣介石政権が多く入り込んでいて、人員を養成したりしてい

たという話があり、中国側はこれをかなり強烈に 批判します。インド側は当然それを無視します が、中国側はだんだんこのカリンポンで養成され た諸勢力、反中勢力が3月の動乱も起こしたとさ え言うようになります。はじめネールが中国に対 して慎重な姿勢をとり、中国側もそこまで言わな かったのですが、だんだんとエスカレートしてい って、中国側もかなりきつい姿勢でインド側を批 判するようになってまいります。

さらに、先ほどの繰り返しになりますけれども、インド政府を批判すると同時に、「アメリカ帝国主義と蔣介石政府」を悪玉に据えていきます。しかし、中国側もそれなりに配慮はしていて、「人民日報」の初期の文章は、「一番悪いのはアメリカと蔣介石だ。ネールも悪い。悪いけれどもネールはダライ・ラマたちをそこまで厚遇はしていないから、まだ良いところはある」、要するにネールと周恩来双方がある程度批判をしながら、まだ両国の関係を完全に壊すところまではいかない、というのが1959年4月くらいまでの状況だと思います。これはあくまで報道ベースなので、外交史的にはいえませんけれども、報道ではそういうふうに読み取れます。

ところが59年の5月になると、「人民日報」レベルでも相当厳しいネール批判が始まってきます。要するに、動乱の責任はアメリカと蔣介石という帝国主義にあるが、それだけではなくて一部の上層者――先ほどのお話にあった貴族や僧侶とかのことを指していて、農奴ではない――が悪いのだというふうに、中国側も言うようになります。ネールは、今回の動乱は必ずしも僧侶と貴族だけがやったわけではなく、広範な層が動いたのではないかと発言しました。中国側は、それに強い勢いで反発しまして、結局のところ帝国主義だけではなくて、反封建の議論が5月の段階で入っていきます。つまり、帝国主義とチベット内部の上層が悪いということにして、反帝国反封建とい

う論理に絡めたのです。さらに、インド側の発 想、ネールの目線などはイギリス帝国主義のなご り、継承なのであって、ネールもまた植民地主義 者の発想であると非難します。

先ほどの議論と連続性のある話ですけれども, 59年の話は、反帝国・反封建論と関連付けられ、 アメリカと蔣介石を批判しつつも農奴制の問題が 絡んで議論されているところに特徴があると思い ます。以後、中国とインドはかなり関係が悪化し ていきます。

中国からしてもやはりチベット問題でいわゆる 第三世界、あるいはインドとの関係を壊すかどう か相当苦慮したはずなのですが、事件の後、1、2 カ月の動静を見ると、両国関係はかなり厳しい局 面に入っていきます。しかし完全に決裂するわけ ではなくて、その翌年の60年4月19・25日に周恩 来がインドに行って発言をします。その場で周恩 来はネールをちくりと批判して、「あなたの国が 別に誰を亡命者として迎え入れようとわれわれは 感知しない」、などといいながら、「しかし彼らが ある種の政治運動をするようであれば、あるいは 違う国に迷惑をかけるようであればそれは受け入 れられない」といった発言をしています。国境問 題でもめて、それはある程度関係を修復できたけ れども、この問題がしこりとして残っていくこと になります。

話を飛躍させますが、この数年間で中国とインドの国境問題が比較的良好になったわけです。ここでつまり59年の事件に絡んで混乱・衝突が始まった――その前からもありますけれども――領土問題・国境問題にともなう緊張が少し緩和された、あるいは上手い方向に回りだしたということがあります。しかし、胡錦濤政権においてチベット問題が起きてしまいました。今回の件についてインド政府はどう反応したかというと、この2008年の事件の何カ月かの経緯を想起するとよいのではないかと思います。今回の一連の事件は一番初

めにインドで起きたのです。あるいは報道レベルではまずインドの報道が最初にあって、チベット内部の話に波及したかと思います。その段階でインド政府はあくまでチベット人の運動を取締ったということが、メディアレベル、あるいは政府のスポークスマンレベルでは全面的に出てきました。インド政府は、チベット問題で中国とどのように向き合うのか悩んでいて、今回も苦慮しながら収めようと努力する姿が1カ月ちょっと見られるということではないかと思っています。この点、1959年とも共通する姿勢が見られます。

つまり、チベット問題をめぐる動乱がこれだけ あって、ダライがこれだけ活動していても中印関 係は決定的に決裂するとか、衝突するところまで はいっていないのです。そして、それが中印関係 とチベットに関する一つの基調となっていると思 われます。もちろん、相当多様な意見や状況の推 移があるのですが、あまり大きな問題にしないよ うにする努力の方向というのが1950年代からあっ たのだと思います。もちろんこれはかなり乱暴な 議論なので、もっと細かい話がたくさんあると思 います。

4. 国際社会の反応――国連を中心に――

次に国際社会の話に移りたいと思います。国際社会にもいろんな国際社会があって、当然冷戦構造の話に入るとキリがないですから、冷戦構造との関係は、参考文献に挙げました、ハーバード大学のJournal of Cold War Studies(冷戦研究紀要)をご覧ください。ここではChen Jianさんのものしか挙げていませんけれども、この8巻全体がチベット特集、ほとんどすべてが50年代のチベット問題をめぐる特集でございまして、ここに冷戦構造とその問題の関わりがすでに研究されているので、今日この場では冷戦との関係ではなく、国際連合でのチベット問題を取り上げたいと思います。

なぜ国連の問題を取り上げるかと申し上げます と、実は1950年代段階からチベットの問題という のは直ちに国際問題化するような問題であったと いうことを申し上げたいからです。それは単に当 事国であったインドやイギリス等の国々との関係 において国際問題にする. 国際政治的な問題にな るという意味ではなくて、国際連合という場にお いて、人権問題として提起される問題であったと いうわけであります。つまり、中国には多くの少 数民族がいて、そのさまざまな少数民族がさまざ まな問題に直面しているわけですけれども、なぜ チベットの問題は国際社会で大きな問題として取 り上げられるのだろうかという問いがあるとき に、もちろんイギリスの問題等の歴史的経緯があ るにしても、50年代のこの時期にすでに人権問題 としてのチベット問題という位置づけが国際連合 になされ、さらに決議までなされたというような ことに留意すべきだとおもうのです。1959年の事 件と国連との関係は、国際社会のなかのチベット 問題、特に戦後の国際社会におけるチベット問題 の位置づけに関する一つの始まりになるだろうと 思いますので、ここで取り上げたいと思います。 もちろん違うコンテキストもたくさんあると思い ますが、簡単にこれをご説明申し上げたいと思い ます。

(1)1950年の第 5 回国連総会におけるチベット問題(落合淳隆1988)

まず1950年に人民解放軍がチベットに入るとき にもすでに国連総会において問題にされようとし ていました。人民解放軍が50年にチベットに入っ た際に、インドのカリンポンにいたチベット代表 がダライ・ラマの内意を受けまして、国連事務総 長に提訴し、チベットの独立の地位を中国が脅か していると説明しています。

チベットのダライ・ラマ周辺がチベット独立を 望んでいるのか、それとも高度の自治を望んでい るのかという点は、状況に応じて二転三転してきました。これは平野さんのご専門だと思いますが、要するによくカリンポン筋の発言であるとか、ダライ・ラマ以外の方の発言ですと独立を志向する声が多くあるのですが、ダライ・ラマ自身に聞くと「高度な自治」といったりします。

1950年の段階の国連事務総長への提訴によりますと、「チベットの独立の地位が中国に脅かされている」とされています。ここで言う「独立」はindependent でautonomyではありません。この提訴をエルサルバドルが取り上げるべきであると言って、「外国軍隊のチベット侵略」、つまりチベットは明らかに中国の一部ではないということを含意する題名でもって総会への提訴をしようとします(1950年11月14日)。手続き的には、総会へ提訴され、議長が良いといいますと、議案(請願電報)が各国に配布されます。これに対して「人民日報」が当然のごとく反発して、アメリカがエルサルバドルの背後にいるといって批判を強めていました。

総会で取り上げるかどうかというのは、一般委 員会というところで審議しますけれども、一般委 員会ではイギリスが延期を提案します。チベット 側が、中国が侵攻してきたからなんとかしてほし いと国連に提訴すると、イギリスがそれは止めて くれと提案しているのです。インドは何と言うか というと、「この案件の平和的解決およびこれは 平和的に解決されるだろう」とイギリス案に同調 します。そしてイギリス連邦系のオーストラリア もそれに同調し、結局、ソ連と中華民国も賛成し ます。中華民国は中華人民共和国に対して反発は しても、チベットが中国ではない、という言論に は賛成できないのです。「外国軍隊のチベット侵 略」という議題に賛成できない中華民国は、この 段階では延期して欲しいと言います。そして、ア メリカは本来であればこれは総会でやるべきなの だけれども、一番の当事国であるインドがこの問 題は平和的に解決するであろうといっている,という理由でイギリスを支持し,総会での議案は見送りになります。この問題に対する各国の対応の 雛形が1950年にすでに見られます。

(2)1959年の第14回国連総会におけるチベット問題(落合淳隆1990)

59年の事件のとき、自らが亡命するに際して、 ダライ・ラマ自身が国連事務総長宛に書簡を出し ました。それについては、マラヤとアイルランド が議題を採択し、審議すべきであると話が進んで いきます。ただ、この国連の審議の段階ではチベ ット案件を政治案件として扱うことは好ましくな いという配慮が強く働いたようでございます。こ れは先行研究ですでに議論されているところでし て, つまり1959年にはまだ冷戦がかなり厳しいの で、チベット案件で戦争が起きるようなことは望 ましくないという配慮から、またおそらく中華人 民共和国が国連の加盟国ではないということも考 慮して、政治案件ではなくて、基本的人権の侵害 という論点でチベットを取り上げるという方向に なります。ここが人権問題としてのチベット問題 の始まりなのだろうと考えます。もちろんいろい ろな議論があるので、すべてがここから始まるな どというつもりはありません。ただ、国連におけ る人権問題としてのチベット問題は、ここが始ま りなのだと思います。

一般委員会では当然東側は全部反対するわけですが、中華民国を含む国々が賛成します。今度はチベットが中国であることを前提にして、チベット内部における中国共産党の行動を批判するわけですから中華民国としても当然賛成するわけでありまして、中華民国を含む11カ国が賛成して総会に対して議題として提案されます。

議案が提起された後にさまざまな議論がなされ ますが、ここで面白い主張が出てまいります。ソ 連をはじめ東欧諸国が反駁する中、ブルガリア代 表が以下のような意見を述べます。

「中世的封建制度を維持するチベットにおいては,基本的人権なるものは存在せず,人民は奴隷と大差なく,かかる制度からの解放が今回の人民蜂起の原因であり,これら被圧迫人民による支配層の打倒こそが具体的人権の確立である」。

つまりそもそも今回のような基本的人権の概念を農奴に当てはめることさえが問題なのであって、今回の蜂起自体は農奴が自らを解放するためにやったものなのだというロジックが展開されます。先ほどの報告で話題になった農奴問題というのは、いわば人権問題とシンクロすることによって一種の国際的舞台での議論の俎上にものせられるのです。基本的人権の議論を農奴的な存在に適用することの是非、などという話題それ自体が衝撃的ですが、当時としては十分にありえる議論で、社会主義の改革・開放の運動論においても不思議な議論ではありません。ただ、それが国連の場で述べられているところが重要と考えます。

審議の末,59年10月21日に表決が行われ,日本も賛成にまわりまして,賛成40,反対9,棄権26となります。インドとイギリスは反対をしています。もちろん裏で何をやっているのかとか,秘密工作部隊が何かとかいろんなことを言えばキリがありませんけれども,国連という場においては中華人民共和国のチベット政策に対する批判についての表決にインドとイギリスは反対票を投ずる,つまり中華人民共和国寄りのスタンスをとっているわけであります。もちろんイギリスの場合は香港問題もありますので,中国問題にいつも中国を批判する側に回れないという事情もございましょう。そしてその採択された内容は以下の引用のとおりです。

「国連憲章および世界人権宣言に規定する基本 的人権および自由の原則を想起し,チベット人民 の享有する基本的人権および自由は,すべての者 に対する無差別の社会的および宗教的自由を包含 することを考慮し、チベット人民の独自の文化 的、宗教的遺産および彼らが伝統的に享有するこ とを考慮し、チベット人民の独自の文化的、宗教 的遺産および彼らが伝統的に享有する自治にも留 意し、チベット人民の基本的人権および自由に力 づくに無視されているとのダライ・ラマの公式声 明その他の報道を懸念し、国際緊張を緩和し、国 際関係を改善するための真摯かつ積極的努力が、 責任ある指導者たちによっておこなわれている 際、これらの事件が国際緊張を増しかつ人びとの 間の関係を悪化させることを遺憾とし、1. 憲章 および世界人権宣言の原則を尊重することが、法 の秩序の下に平和な世界を創り出すことに必要欠 くべからざるものであることを確認し、2. チベ ット人民の基本的人権および彼らの独自の文化 的、宗教的生活の尊重をよびかける」(落合訳)

やはり基本的人権が中心となっておりますので、あくまでも中華人民共和国政府を批判するスタイルにはなっていません。そこが特徴になっています。

ところが中国政府は当然それを無視するどころ か強烈な反発を加えるわけであります。内政干渉 であると。基本的人権に対して道義的な声明を発 することは、一般的には内政干渉にならないので すが、中国政府は内政干渉と当然ながらお怒りに なられました。そしてこの問題は、翌年、翌々年 と継続して審議されます。

(3)1960年の第15回, 1961年の第16回国連総会 におけるチベット問題(落合淳隆1992)

今度はマレーとタイの代表が事務総長にこの問題を再提起して、議題として採択され、翌年の61年に審議されます。この場合タイが随分積極的な役割を果たします。なぜかはちょっとわかりませんが、もちろんアメリカの関係もあるでしょう。また、タイは蔣介石政権の口ぞえがあって国際連合に入れましたので、そういうこともあるのかと

私も推測いたします。東側の国々はもちろん反対しますが、「チベット住民の自決権を含め(ここが新たに入りました、59年にはなかった部分です)、彼らの基本的人権と自由を剥奪する行為を停止するようにとの要請をあらためておこない、(この後も新しいですね)加盟諸国が本決議の目的達成のために努力する」という内容の決議案を国連は採択しております。これはかなり強い内容ですけれども、賛成56、インドとネパールが棄権し、今回はイギリスが賛成に回っています。イギリスが中国批判の方に回っているのですが、この変化をいかに説明するかは今後の課題としたいと思います。

この後の展開を詳しくフォローしてはいません けれども、少なくとも50年代において国際連合と いう場でチベット問題が人権問題として位置づけ られていることには留意すべきでしょう。なぜ人 権問題として位置付けられたのかという点につい ては、実際に人権侵害があったと考えることもで きるでしょうし、また政治的な、冷戦構造のなか でこのチベット問題を国際政治上の大きな紛争に しないようにする、回避する、そういうような各 国家間の工夫の結果だとも見ることができるでし ょう。そして、審議のなかでは農奴制をめぐる問 題が議論されたこと、インドとイギリスはこの過 程においても相当慎重な姿勢を示したことなどが 重要となりましょう。ただイギリスは後半におい ては賛成に回っています。インドとイギリスが国 際的な舞台においてチベットのダライ・ラマ政権 を積極的に支持するという動きを示しているわけ では必ずしもない――もちろん裏の話は別ですが ---ということは記憶に留めておいていいのでは ないでしょうか。

恐らくこの問題に深く入っていくにはアメリカのアーカイブを調べて、アメリカが一体何をしていたのかということを丹念に調べて、また蔣介石 関連の史料を調べていけば、チベット支援をして いると北京からののしられていた蔣介石政権が本 当のところ何をしたか(何もしていないか)とい うことが少しわかるのではないかという印象でご ざいます。

ただ、これもまた飛躍になりますけれども、2008年のチベットでの状況についても、チベット問題というとすぐ人権侵害、と結びつけてしまう雰囲気があったように感じます。では新疆で何かあった場合に、人権問題とすぐ発想するでしょうか。いろんなロジックがあると思いますけれども、そういうチベットの問題=人権問題、そしてそこに自治の話が絡みつく枠組みのようなものが50年代にも早くも見られることがおわかりいただけたのではないかと思います。もちろん完全にすべてが歴史的に連続するとは申し上げませんけれども、過去にそのようなことがあったということは抑えておいていいでしょう。

おわりに

このようなある種の歴史のアナロジーにはそう 簡単に連続性があるとは言えませんが、最後に当 時の研究者がこの事件をどういうふうに見たのか ということを申し上げたいと思います。

一つは, 中研系の雑誌に多くの文章を書かれて いた岩村三千夫先生の言論が典型でしょう。

「このこと(59年の事件)をもって、チベットにたいする中国政府の政策が失敗したとか、中国政府がチベットを虐待していると片付けることはできない。なぜならば、このチベット地方政府を構成する勢力は、きわめて封建的な規制的な勢力であって、かれらこそチベット人民に対して多年にわたって圧政と虐待をつづけている勢力だからである」。例の、先ほどの発表にあった農奴の問題に注目し、1959年の事件は農奴解放なんだという受け止め方をしていらっしゃいます。そしてさらに、「そうした勢力は、蔣介石らの「激励」や武器の提供もうけ、また一部の中国本土にひそん

でいた反革命派とも連絡をつけ、また国外の勢力とも手を結んで、今回の反乱を組織するにいたったとみることができる。かれらの究局の目的は、チベットを中国から分離することであり、チベットに予想される一切の改革に反対することである」(岩村1959)というような言論でした。ここでは、中国政府の見解を踏襲するというスタイルが見え隠れします。

それに対して一歩距離を置く話として、中根千 枝先生の議論があります。これは、59年の『中央 公論』に載った議論ですが、中根先生はずっと歴 史的な経緯というものを説明されまして、チベッ トの内部にはイギリスやインドと仲良くする勢力 もいるし、中国側に近い勢力もいるのだとしてお られます。そして、今回(1959年)の確執という のは歴史的な経緯があって、そう簡単に割り切れ るものではない、つまり今回初めて出てきたもの ではないということを説明した上で、「今回のチ ベット暴動というものが、チベットをめぐる外部 の勢力ばかりでなく、チベットに内在する非常に チベット的な要因があることが明らかになった が、問題は今後のチベットにあるといわなければ ならない」というように、ある種内在的連続論と いう論点を提示されました。

当時、多くの議論は岩村先生的であったと思われますが、それでも一歩距離を置いた見解もありました。このような当時の言論のあり方もまた今回のチベットの問題をめぐる日本の言論を考える時に重要な示唆を与えてくれます。中国政府的な発想の人はあまりいないかもしれませんが、中国政府の言うことを逆に見てしまう、逆にアンチばっかりになってしまう向きもあったと思います。それもまた一辺倒なわけでございます。今回のチベットの事件をめぐって、どのような私達が言論をしたのかということも、一つの反省材料というか自分を見つめ直す資料と考えている次第であります。時間がギリギリになりました。ありがとう

ございました。(拍手)

[参考文献]

入江啓四郎(1964)『中・印紛争と国際法』(成文 堂)

岩村三千夫(1959)「チベット反乱の行方」(『アジア経済旬報』,392号,1~3頁,1959年4月)植田捷雄(1960)「チベット問題をはらむ中印関係」(『季報共産圏問題』4巻2号,1960年7月)浦野起央(2003)「チベット国際関係史の構図」(『法学紀要』45号,221~473頁)

- 落合淳隆 (1986) 「1959年のチベット反乱」(『早稲田法学』 通号 61 (3・4), 167~198頁)
- 落合淳隆(1987)「ダライ・ラマのインド亡命と 印中関係」(『立正法学論集』20(1~4)号, 63 ~87頁)
- 落合淳隆(1988)「1950年のチベットに対する中 共の侵攻と国連提訴」(『立正法学論集』21巻 1・2号)
- 落合淳隆(1990)「1959年第14回国連総会でのチベット問題処理」(『立正法学論集』 23(1~4)号,73~109頁)
- 落合淳隆(1992)「1960年第15回, 1961年第16回 国連総会でのチベット問題の処理」(『立正法学 論集』25(1~4)号, 1~24頁)
- 落合淳隆(1993)「ダライ・ラマのチベット憲法 分布と中印対立」(『立正法学論集』26(1~4) 号,21~48頁)
- 落合淳隆(1995)「インドのチベット難民への対応(I)」(『立正法学論集』28(1~4)号, 25~48頁, 1995年8月)
- 中根千枝 (1959)「チベット問題の背景」(『中央 公論』 74-9号, 1959年7月)
- Chen Jian (2006), The Tibetan Rebellion of 1959 and China's Changing Relations with India and the Soviet Union, *Journal of Cold War Studies*, Vol. 8, No. 3, Summer 2006, pp. 54 101.

The Dalai Lama of Tibet (1977), My land and my people, New York, N.Y.: Potala.

並木:どうもありがとうございました。中国研究 所がらみで「アジア経済旬報」の紹介もありまし て、時代をいろいろと考えさせられます。何かこ こで確かめておきたいことがあればお手を挙げて いただければと思います。

質問者:最初の方に「チベット進入と解放」とあ ります。中立的な立場から書かれるということだ と思うのですが、「進入」というのは肯定的に近 い中立言語であって,「解放」は反共的な人はと もかくも、肯定言語であり、バランスをとること にならないのではないでしょうか。つまり「進 入」一語であれば中立的で、あるいは「侵入」や 「侵攻」であればバランスが取れてそれなりに中

立的になると思いますが、その点をちょっとお聞 きしたいと思います。

川島:ありがとうございます。本来これは題名に つけるものでしたが、題名に注をつけるのはあま りにも悪いと思いましてこのようなかたちにしま した。「進入・解放」はもともと、「侵入」の方で 書いたのですが、あまりにも刺激が強いかと思っ てやめてしまったのです。申し訳ありません。当 然ダライ・ラマ的なものでしたら「侵入」で、中 国側は「解放」で,ちょっと今日あまりにもどぎ ついかなと思ってひよってしまったのですけれど も、本来であれば「侵入」や「侵攻」の方にした 方が綺麗に対称になると思っています。この点は 活字にする際に修正したいと思います。

質問者:ありがとうございました。

編 電話:〇三 (三九四七) 八〇二九

集 発 行 社 团 法 人中 国 研 究 所 統計公報・主要人事・中国現代史年表などを掲載

ら衣食住まで、

中国に関する基本的な情報を提供。

社会の1年間の動きを詳説。

要覧・統計では国土・

自然か

資料は

政治・外交・経済・文化

動向では項目の充実を図り、

安心と信頼の回復を目指す食品安全政策

掲げ大国外交を推進

〒一一二-〇〇一二 東京都文京区大塚六・二二・一八

http://wwwsoc.nii.ac.jp/ica/ 〒(三九四七)八〇三九 c-chuken@tcn-catv.ne.jp

好評発売中!お問い合わせは事務局まで! 本体価格:一八、 000円+税 ISBN:978-4-620-90677-5

毎日新聞社

B5判・上製

五二四ページ

特集 試練にさらされる胡

和諧社会」建設へ向かう胡錦濤指導部

市場手段と行政関与の間で

新陣容による経済政策